

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のCに雇用され、Cが運営する特別養護老人ホームD（以下「会社」という。）において調理師として就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月初旬、朝食の準備をし、養護施設から特養施設の調理場に戻って作業をしているときに右足にしびれを感じたという。請求人は、同月〇日、E病院に受診し、「脊柱管狭窄症」と診断され、平成〇年〇月〇日、同病院で手術を受けた。請求人は、同年〇月から仕事に復帰したが、同年〇月下旬、会社で洗浄の仕事を6時間行った後、休憩室で横になり、起き上がろうとしたところ、右足から腰に痛みを感じて、同年〇月〇日、E病院に再び受診し、「腰椎椎間板ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだ

ものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月の会社への職場復帰以降、中腰での洗浄作業を続けたことにより腰に負担がかかり本件疾病を発症したと主張する。

(2) ところで、本件疾病を含む腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取り扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) まず、請求人の主張を含め、本件の一件記録を見るに、請求人の業務遂行中、転倒等、腰部に対して急激な力の作用を及ぼす出来事が発生したものとは認められないことから、本件疾病は認定基準にいう「災害性の原因による腰痛」とは認められない。

(4) 次に、本件疾病が認定基準の「災害性の原因によらない腰痛」に該当するか否かについてみるに、請求人の会社における業務従事歴から、検討すべきは認定基準が示すところの「腰部に過度の負担のかかる業務に比較的短期間（おおむね3か月から数年以内をいう。）従事する労働者に発症した腰痛」に該当するか否かとなる。この点について、当審査会として本件一件記録を精査したが、決定書理由第2の2（2）イ（ク）に説示のとおり、食器洗浄等における請求

人の作業姿勢は、相応に前屈みになるものと推認されるものの、認定基準が示すような「腰部にとって極めて不自然ないしは非生理的な姿勢」に該当するほど過度な前屈みであったと推認することはできず、また、腰部の伸展を行うことは可能であったものと認められることから、同じく認定基準が示すところの「長時間にわたって腰部の伸展を行うことのできない同一作業姿勢」にも該当しない。さらには、請求人の作業が「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う」作業であったものとも認められない。

したがって、当審査会としても、本件疾病は「災害性の原因によらない腰痛」の認定基準を満たしておらず、業務上の事由による疾病とは認められないと判断するものであり、当該結論については、「病変事態は労働によるものではないと判断する。」とのF医師の意見、「〇月の手術後の病態が自然経過の中で痛みが発症したものであると考えるのが妥当です。退行変性によると考える。」とのG医師の意見とも矛盾しない。

なお、請求人は、パワーハラスメントがあった旨主張するが、当該主張は上記結論を左右するものではない。

- 4 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。